

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和2年6月10日(水) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 10名中10名出席し、その氏名は次のとおり
太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊
藤 原 由 果 木 下 泉 石 黒 五 月 大 森 茂 利
久 山 英 之 藤 澤 美 芳
4. 議事に参与した者
事務局長 服部 博昭
事務局 青木 潔
事務局 坂本 隆也
5. 議事内容
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第4条許可申請について
第3号議案 農地法第5条許可申請について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定・所有権移転)
そ の 他

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人の■■■さんは現在岡山市に住んでおり、今後も瀬戸内市に帰ってくる予定がなく、耕作もできず困っていたところ、今回申請をあげた農地の隣地を耕作している譲受人の■■■さんが代わりに耕作、管理をしても良いとのことだったのでお願いしたところ、話がまとまりました。このことから本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山本委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「牛窓町鹿忍■■■■■■■■ ■■ ■ ■■■■ ■■」。譲渡人「牛窓町鹿忍■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■」。農地の所在地は「牛窓町鹿忍4 1 8 4 - 1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は7 8 9㎡。譲受人の農地までの距離は1 m。耕作面積は7, 3 0 0㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので1 0 aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人である■■さんが自己所有の農地と5条申請で挙げている農地と合わせて露天駐車場に転用する際に、5条申請案件の農地所有者である■■さんが、自身が所有する別の農地について、今後耕作を行うことが困難となり困っているから、その農地も代わりに耕作、管理してほしいとの申し出があり、譲受人である■■さんも了承したことで話がまとまりました。このことから本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大森委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「長船町服部■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■■■ ■■■」。譲渡人「大阪府寝屋川市萱島南町■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「長船町八日市312-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,925㎡。譲受人の農地までの距離は2,100m。耕作面積は112,695.79㎡となっております。家族数は5名、耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人の■■さんは現在大阪に住んでおり、今後も瀬戸内市に帰ってくる予定がなく、耕作を行うことができず困っていたところ、譲受人である■■さんが管理しても良いと言ってく

れ、話がまとまりました。このことから本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山本委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「長船町八日市■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■」。譲渡人「大阪府寝屋川市萱島南町■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■ ■■」。農地の所在地は「長船町八日市256-2」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,550㎡。「長船町八日市349-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は905㎡。譲受人の農地までの距離は350m。耕作面積は6,986㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について譲受人の■■さんが申請農地については、耕作、管理をしてくれるということで話がまとまりました。このことから本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の山本委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件～5番案件について、事務局お願いします。

事務局 担当委員さんに代わりまして、1番案件についてご説明します。譲渡人の■■■さんは現在岡山市に住んでおり、今後も瀬戸内市に帰ってくる予定がなく、耕作もできず困っていたところ、今回申請をあげた農地の隣地を耕作している譲受人の■■■さんが代わりに耕作、管理をしても良いとのことだったのでお願いしたところ、話がまとまりました。特に問題はありません。

次に、2番案件についてご説明します。申請地については、譲渡人の■■■さんが今後耕作することができなくて困っているところ、申請地の■■■を耕作している譲受人の■■■さんが代わりに耕作、管理してくれるとのことなのでそれなら無償で譲りますとのことなので話がまとまりました。今回の贈与による問題は特にありませんのでよろしくお願いたします。

次に、3番案件についてご説明します。本日の第2号、3号議案の4条・5条申請案件で説明をいたしますが、譲受人である■■■さんが自己所有の農地と5条申請で挙げている農地と合わせて露天駐車場に転用する際に、5条申請案件の農地所有者である■■■さんが、自身が所有する別の農地について、今後耕作を行うことが困難となり困っているから、その農地も代わりに耕作、管理してほしいとの申し出があり、譲受人である■■■さんも了承したことで話がまとまりました。特に問題はありません。

次に、4番案件についてご説明します。譲渡人の■■■さんは現在大阪に住んでおり、今後も瀬戸内市に帰ってくる予定がなく、耕作を行うことができず困っていたところ、譲受人である■■■さんが管理しても良いと言ってくれ、話がまとまりました。所有権移転に係る問題は特にありませんのでよろしくお願いたします。

次に、5番案件についてご説明します。こちらも4番案件と同様で、譲受人の■■■さんが申請農地については、耕作、管理をしてくれるということで話がまとまりました。同じく所有権移転に係る問題は特にありません。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料2頁目をご覧ください。第2号議案農地法第4条許可申請についてご説明いたします。

【1番案件】

申請人「長船町東須恵■■■■■■■ ■■■■■■■■ ■■■ ■」。土地の所在地は「長船町東須恵1822-4」。地目は「田」。面積は207㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「車庫 1棟 36.89㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は、自己資金が■■ ■円。隣地への被害はありません。なお、転用申請によるもので、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料5ページをご覧ください。美和小学校から北に約350mところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、事務局、お願いします。

事務局 担当委員さんに代わりまして、1番案件についてご説明させていただきます。申請人の■■さんは申請地の隣地に住んでおり、農業を営んでいます。しかしながら、現在住んでいる家に向かう進入路は幅員が狭く、脱輪を起こしたこともあるとのこと。今後安全に出入りができ、十分に駐車できるスペースを確保して農業を今後も続けていくため、露天駐車場として今回の申請を行いました。農用地区域外であり、隣地や排水関係にも問題は特にありませんので、よろしく願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第2号議案農地法第4条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

続きまして、第3号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

は42㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「車庫 36.89㎡」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は自己資金が■■■円となっております。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料9ページをご覧ください。美和小学校より北へ約350mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件～4番案件について、事務局お願いします。

事務局 担当委員さんに代わりまして、1番案件についてご説明します。申請地は一時転用案件となっております。村田製作所の工事施工会社である戸田建設の工事作業員の臨時の駐車場として工事期間のみ使用したいとのことでした。申請農地にビニルシートのようなものを敷いてその上で駐車するとのことであり、特に問題ありません。

次に、2番案件についてご説明します。申請地の奥に譲受人が所有する墓地がありその通路の確保のため今回の申請に至りました。

水路関係や隣地農地との関係についても特に問題ありませんのでよろしく願いいたします。

次に、3番案件についてご説明します。譲受人は昨年より申請地の隣地で石材店を営んでいる。現在の作業場のスペースが手狭となり、資材を置いたり作業を行うスペースが足りないため、譲渡人の■■■さんへ相談し、話がまとまりましたので申請をいたしました。現地確認を行ったところ特に問題はありませぬので大丈夫だと思います。よろしく願いいたします。

次に、4番案件についてご説明します。第2号案件で先ほど説明した内容と重複しますが、今後、脱輪等を起こさず、安全に駐車するスペースを確保するため、立川さんから農地を買い露天駐車場として使用するということです。先ほどと同様に特に問題ありませんのでよろしく願いいたします。

以上、事務局からの説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。

(全員賛同の声)

それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。
第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。
続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定・所有権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料5頁目、6頁目をご覧ください。

【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事務局 まず、今後の予定を申し上げます。7月の総会につきましては、7月9日木曜日に瀬戸内市役所 大会議室で開催予定となっておりますのでおねがいします。8月の総会につきましては、8月11日火曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。また、今日の初めに、事務局長より説明がありましたが、7月総会より通常総会に戻す予定となっております。しかしながら、第二波等の影響により再度、規模縮小を行わざるをえない場合がありますので、判明次第随時報告いたしますのでよろしくようお願いいたします。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。
それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和2年度6月の総会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和2年6月10日

議 長

署名委員

署名委員